

# 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会という。

(目的)

第2条 神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）は、県民、地域団体、事業者、行政機関等の協働により、安全・安心まちづくりを目指した県民運動を展開することにより、県民が安全で安心して暮らすことができ、誰もが安心して訪れることのできる神奈川県の実現を目的とする。

(事業)

第3条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自主的な犯罪防止活動を推進すること。
- (2) 犯罪の防止に配慮した環境整備を促進すること。
- (3) 安全・安心まちづくりに関する情報を交換し、参加団体等相互の連携を強化すること。
- (4) 安全・安心まちづくりに関する広報、啓発を実施すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な活動に関すること。

(構成)

第4条 推進協議会は、別表1に掲げる団体等で構成する。

2 推進協議会に入会しようとし、又は退会する団体等は、その旨を会長に届け出るものとする。

(役員)

第5条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、神奈川県知事とし、推進協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、神奈川県副知事、神奈川県警察本部長及び別表2に掲げる団体から推薦された者とする。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する副会長がその職務を代行する。

(総会)

第6条 推進協議会総会（以下「総会」という。）は、会長が招集し、神奈川県くらし安全防災局長がその議長となる。

2 総会は次の事項を審議する。

- (1) 活動方針に関すること。
- (2) 規約の改廃に関すること。
- (3) その他重要な事項

(幹事会)

第7条 推進協議会の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表3に掲げる団体等から推薦された幹事で組織する。
- 3 幹事会に代表幹事を置き、幹事の互選によってこれを定める。
- 4 代表幹事は、幹事会を招集し、その議長となる。
- 5 代表幹事は、総会及び幹事会の決定に従い、事務局を統括して第3条に規定する事業を企画、推進する。

(検討会)

第8条 第3条に規定する事業の円滑な実施を図るため、検討会を置くことができる。

- 2 検討会の検討事項、構成員、設置期間等は、会長が定める。

(事務局)

第9条 推進協議会の事務局を神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課内に置く。

附 則

この規約は、平成17年5月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年5月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年5月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年12月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年6月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年1月16日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年5月31日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年7月28日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年5月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月23日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月30日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月30日から施行する。